総行行第４６９号
国不入企第１３号
令和８年１０月１日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い）
各都道府県議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、入札契約担当課扱い）
各指定都市議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）

総 務 省 自 治 行 政 局 行 政 課 長
（ 公 印 省 略 ）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（ 公 印 省 略 ）

地方公共団体における公共工事の施工の時期の平準化に関する
取組の推進について

公共工事の施工時期の平準化（以下「平準化」という。）については、令和元年６月、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「入契法」という。）が改正され、地方公共団体は、入札契約適正化法第１７条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成１３年３月９日閣議決定。以下「適正化指針」という。）において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めることとされたことを受けて、これまで、「公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について」（令和８年４月８日付け総行行第１８５号・国不入企第１号。別添１参照。）等により、各地方公共団体に対して平準化に関する取組について速やかな実施を要請してきたところです。

今般、経済財政運営と改革の基本方針２０２６（令和８年７月２１日閣議決定）において「従来続いていた、大規模経済対策に基づく補正予算に依存した財政運

営から脱却し、補正予算については緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については当初予算で措置する」と記載されたことを踏まえて、令和９年度予算に係る概算要求を実施したところですが、閑散期（４～６月）の工事量を確保するためには、令和８年度内に契約を締結する等、早期発注の取組が必要です。政府としては、国庫債務負担行為の活用に向けて環境整備を行うこととしていますが、円滑な施工確保や建設業者の経営の健全化等のためには、各地方公共団体におかれても平準化の取組を徹底いただくことが重要です。

つきましては、下記の措置等を適切に講じることにより、取組を着実に進めていただくよう、入契法第２１条第２項に基づき、要請します。

各地方公共団体におかれては、本要請が団体内の公共工事発注担当部局に対して広く周知徹底され、一部の部局のみならず団体内の全ての公共工事発注担当部局において着実な取組が進められるよう、改めて関係部局の連携と情報共有について徹底をお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても周知をお願いいたします。

記

適正化指針に定めるところに従い、計画的な発注、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が１年以上の公共工事のみならず工期が１年に満たない公共工事についての繰越明許費やゼロ債務負担行為（契約初年度に支出を要さない債務負担行為をいう。）をはじめとする債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずることにより、平準化を図ること。

なお、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関しては、「社会資本整備総合計画に係る交付金事業における施工時期の平準化に資するための債務負担行為等の活用について」（令和２年３月３１日付け総行行第９３号・国土入企第１２７号。別添２参照。）で通知したとおり、以下２点の制度の活用を通じた一層の施工時期の平準化の推進に取り組んでいただくこととしているところである。

１．交付金事業における債務負担行為の活用

交付金事業に関しては、「施工時期の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成２８年２月１７日付け総行行第４１号・国土入企第１７号）記１.で通知したとおり、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができることとされ、また、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することもできることとされているので、交付金事業においても債務負担行為を活用し、施工時期の平準化を計画的に推進すること。

２．一括設計審査や早期着手交付申請の活用

社会資本整備総合交付金等を充てて施行しようとする要素事業については、

- 「社会資本整備総合交付金交付申請等要領」（平成２３年３月１１日付け国官会第２３７９号国土交通事務次官通知）第２章第７に記載のとおり、施行上設計を分割することが困難なもの等で工事を一括して施行する必要があり、かつ、当該工事の施行年度が２カ年度以上にわたる工事を施行する場合には、初年度にまとめて地方整備局長等の設計審査を受けること
- 社会資本整備総合交付金等の交付決定に当たって、一括設計審査の承認を受けている前年度からの継続事業や適正工期の確保のため早期着手が必要な事業であるなど、真にやむを得ない理由がある場合には、社会資本整備総合交付金等の交付決定日にかかわらず、その効力を４月１日から生じさせるものとして取り扱うことができること（早期着手交付申請）

とされており、これらは、交付金事業の早期執行等のみならず、施工時期の平準化の取組の推進にも資するものであることから、施工時期の平準化を計画的に推進する観点からも一層の活用を図ること。

各地方公共団体におかれては、全発注部局において取組を推進するとともに、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）第３０条の規定に基づき、財政部局と発注部局が連携し議会の十分な理解及び支援の下、令和８年度の補正予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の具体的な取組を進めること。

なお、ゼロ債務負担行為が設定された事業を受注する建設業者の資金調達の円滑化を図るための措置を講じることについて、従前措置した制度も参考としながら、検討を行っているところであり、詳細については具体的内容が固まり次第、改めて周知することを予定している。

総行行第１８５号
国不入企第１号
令和８年４月８日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い）
各都道府県議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、入札契約担当課扱い）
各指定都市議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局行政課長
（ 公 印 省 略 ）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（ 公 印 省 略 ）

公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保
に向けた取組について

地方公共団体の長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「入契法」という。）第１８条第１項に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成１３年３月９日閣議決定・令和６年１２月１３日最終変更。以下「適正化指針」という。）に従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています（入契法第１９条）。

このため、各地方公共団体に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和６年１２月１６日付け総行行第５４１号・国不入企第３０号。以下「適正化通知」という。別添１参照。）において、公共工事の入札及び契約の適正化を図るようお願いしたところです。

一方、昨年１２月に、入契法第２０条に基づき実施した入札・契約手続に関す

る実態調査（以下「入契調査」という。）の令和７年度の結果について公表したところですが、各発注者において、入契法で実施するよう義務付けられている手続が行われていない、適正化指針に従った措置が講じられていないなど、入札及び契約の適正化の取組が不十分である点が依然として見受けられております。

また、公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取組を推進するためには、地方公共団体が発注する工事も含め、公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、各地方公共団体に対しては、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和７年１２月１７日付け総行行第５３２号・国不建第１１５号。以下「施工確保通知」という。別添２参照。）において、公共工事の円滑な施工確保を図るようお願いしたところです。

各団体におかれましては、公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向け、対策の更なる充実を図るため、適正化通知及び施工確保通知で要請した事項も含め、下記の措置等を適切に講じることにより、取組を着実に進めていただくよう、入契法第２１条第２項に基づき、要請します。

なお、国庫補助事業については、所管官庁への申請手続等、単費事業と異なる手続を踏まえる必要があることから、一般的に、工期等の施工条件が通常の工事と比べて制約されるおそれがあることが指摘されていますが、こうした事情を考慮しつつ、国庫補助事業においても、本要請に基づき、十分な工期等を確保するため早期発注を行うなど、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

各地方公共団体におかれては、本要請が団体内の公共工事発注担当部局に対して広く周知徹底され、一部の部局のみならず団体内のすべての公共工事発注担当部局において着実な取組が進められるよう、改めて関係部局の連携と情報共有について徹底いただくとともに、所管の法人に対する入契法及び適正化指針に沿った取組の要請についてもよろしくお取り計らいください。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても周知をお願いいたします。

記

１．入札及び契約に係る情報の公表について

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠であることから、入契法第７条及び第８条において、入札及び契約に係る情報を公表することが義務付けられている。

入契法第７条及び第８条に基づく公表が行われていない状態が入契調査の結果においても散見されるが、これは法律に違反している状態であり、直ちに是正する必要がある。

このため、各地方公共団体におかれては、入契法第７条及び第８条並びにこれらに関する公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成

１３年政令第３４号。以下「入契法施行令」という。）の規定を参照の上、必要な公表手続を確実に行うこと。
　また、その公表に当たっては、原則としてインターネットを利用する方法を用いること。

２．適正な工期の設定等について
（１）適正な工期の設定
　令和６年４月より労働基準法（昭和２２年法律第４９号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されており、公共工事の適正な施工の確保や品質確保のためには、適正な工期が設定されることが必要である。施工に当たって根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることとなる。
　このため、発注者として、長時間労働を防ぎ休日が確保されることを前提とした工期の設定や、週休２日工事の確実な実施やその対象工事の拡大に努めること。また、その際に必要となる労務費や機械経費、共通仮設費、現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。加えて、週休２日の確保等の必要性に鑑み、実態を踏まえた補正を行うこと等も含め、必要となる経費を適正に計上すること。
　なお、入契調査の結果においては、週休２日工事等を実施していない市区町村が約２割、工期の設定に当たって休日を考慮していない団体が約２割を占めるなど、市区町村の取組状況に遅れがみられている。無理な工程管理や長時間労働を是正することは、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与するために極めて重要である。このため、週休２日工事等を実施していない又は休日を考慮していない市区町村においては、長時間労働の是正の趣旨を理解し、速やかに週休２日工事の実施や工期における休日の考慮を行うこと。また、都道府県においては、管内市区町村の取組改善への働きかけの強化を行うこと。
　また、工期の設定に当たっては、「工期に関する基準」（令和２年７月中央建設業審議会決定・勧告、令和６年３月最終改定）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日や猛暑日などの作業不能日数等を考慮し、適正な工期での発注を行うこと。この際、猛暑日の考慮については、工期に関する基準において、工期の設定に当たり、夏期におけるＷＢＧＴ値が３１以上の場合における不稼働等を考慮することとされていることに留意すること。国土交通省直轄土木工事の工期設定にあたっては、「工期設定支援システム」（参考１）を活用しているので、参考にされたい。
　なお、週休２日等の休日を考慮せずに設定された工期は適正な工期であるとは通常言い難く、発注者が著しく短い期間を工期とする請負契約を締結したと認められる場合は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第１９条の６第２項の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事による勧告の対象となることに留意すること。都道府県においては、同法に基づく勧告を行う建設業許可部局とも連携し、管内市区町村その他発注者による適正な工期の設定の取組を

促進すること。
（参考１）
○国土交通省ＨＰ「働き方改革・建設現場の週休２日応援サイト」
https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

（２）施工時期の平準化の推進
公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が集中する傾向にある。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながることが懸念される。また、資材、機材等についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることによって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられるところである。
公共工事の施工時期の平準化が図られ、年間を通じて工事量が安定することは、公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用による建設業者の経営の健全化、工期に関する基準に基づく時間外労働規制を遵守した適正な工期の確保等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。
このため、適正化指針に定めるところに従い、計画的な発注、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が１年以上の公共工事のみならず工期が１年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずることにより、閑散期における工事量を確保するとともに、繁忙期の解消を図り、施工時期の平準化を図ること。
国土交通省において、入契調査等の結果をもとに、「地方公共団体における平準化の状況－平準化率・取組状況の『見える化』」（令和８年３月３１日）を公表しているところ。
各地方公共団体におかれては、全発注部局において取組を推進するとともに、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号。以下「公共工事品質確保法」という。）第３０条の規定に基づき、財政部局と発注部局が連携し議会の十分な理解及び支援の下、今後の予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定するなど具体的な取組を進めること。
さらに、これまでの閑散期（第１四半期）を軸とした平準化率だけでなく、繁忙期（第４四半期）の工事稼働件数を年間の平均工事稼働件数に近づけていくための、平準化率（繁忙期のピークカット）についても、地域の実情を踏まえ、適宜各団体における発注・契約状況の分析の参考とすることにより、平準化の具体的な取組の更なる推進を図ること。

（３）工事関係書類の簡素化・電子化等の推進について
工事関係書類の簡素化・ＩＴ化（電子化）については、施工確保通知の７．「書類の簡素化・電子化等の推進、情報の公表について」において、電子入札

システムや情報共有システム（ＡＳＰ）等の必要なシステムの整備や「土木工事書類作成マニュアル」等の策定・運用に努めるよう要請してきたところである。

また、国土交通省直轄土木工事においては、「工事書類スリム化のポイント」の横展開や「書類限定検査」の原則化等、受注者の書類作成業務の負担軽減に向けた取組を行っているほか、工事関係書類の標準様式を作成している。（参考２）

これらのことを踏まえ、ＡＳＰを活用した工事書類の原則電子化等、受発注者双方の工事関係書類の業務削減に努めること。

（参考２）

○関東地方整備局「土木工事電子書類スリム化ガイド、土木工事電子書類作成マニュアル」
https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html

○国土交通省ＨＰ「１．監督・検査・工事成績評定　（１）監督・検査基準等　５）工事関係書類の標準様式　別添２」
https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html

３．適正な価格による契約等について

（１）予定価格の適正な設定について

公共工事を実施する者が適切な利潤を確保し、工事の品質確保や従事する者の処遇改善に努めるためには、予定価格が実勢を踏まえ適正に設定される必要がある。このため、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び材料等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土や建設廃棄物等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、災害協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る保険契約の保険料、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適切な積算を行うこと。特に予定価格の算出に用いる歩掛については、現場の施工実態等に即したものを使用することが求められるところ、工事規模等による作業効率の違い等が十分考慮されてないまま、現場実態と合わない歩掛が用いられている場合がある。このような工事においては、見積書を徴取することや適切な歩掛等を設定するなどにより、適正な予定価格の設定のために必要な措置を講ずるよう努めること。

（２）見積価格等への乗率の設定について

適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事品質確保法第７条第１項第１号の規定に違反すること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障をきたすとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを厳に行わないこと。また、見積り等を参考にする場合において、見積価格やメーカー等の販売希望価格に対して発注者が妥当性を確認していない独自の乗率等を考慮して価格を設定する運用は、公平性・透明性を損なうおそれが高く、ひいては、実質的に歩切りと類似する結

果を招くおそれがあることから、これを厳に行わないよう徹底し、乗率等を設定する場合には市場実態や同種工事での実績との比較等により、妥当性の確認を徹底すること。

（３）ダンピング対策の強化・徹底と実効性の確保について

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものである。

そのため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注を排除すること。低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあっては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。その際、低入札価格調査に係る事務負担等も考慮し、必要に応じて最低制限価格制度を活用することによりダンピング対策全体の実効性確保に努めること。

また、令和４年３月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が見直されたことを踏まえ、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び最低制限価格について、必要に応じてその算定方式の改定等により適切に見直すこと。また、入札金額に応じて調査基準価格等を設定することは、過度な価格競争を引き起こす要因となり得ることに留意すること。特に、ダンピング受注による問題が生じていると疑われる場合には、算定方式の見直しについて速やかに検討すること。

ダンピング対策の導入状況及び算定方式の見直し状況については、国土交通省において、入契調査の結果をもとに、「地方公共団体発注工事に関するダンピング対策の『見える化』」（令和８年３月３１日）を公表している。これを踏まえ、他団体の状況も参照の上、導入や見直し等の適切な対応を図ること。

加えて、適正な水準の労務費を確保する観点や低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った金額で入札した者に対しての調査の適切な実施の観点から、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」（令和７年１２月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）も参照の上、入契法第１３条第１項の規定に基づく労務費等の内訳が記載された書類（以下「入札金額内訳書」という。）の確認の実施等を徹底すること。なお、同法第１２条の規定に反する入札金額内訳書の様式を定めている場合は、速やかに適切な様式へ変更すること。

なお、総合評価落札方式による入札には、地方自治法施行令上、最低制限価格を設定できないことから、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を調査基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、適切にダンピング対策を実施すること。（「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」（平成２９年９月２９日付け総行行第２１４号・国土入企第２３号）参照）

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象工事について、一定額（以下「適用下限額」という。）以上の工事に限定している団体も見受けられるが、ダンピング対策の強化・徹底という観点からは、低入札価格調査等の対象については幅広く捉えることが適切であり、適用下限額の引き下げを含めた適切な対応に努めること。

（４）急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。
- 民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
- 独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあっては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
- 個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。
- 調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。

○最新の公共工事設計労務単価が公表された際には、速やかに当該単価を活用するとともに、発注手続き中の工事に適用することにより、労務の最新の実勢価格を適切に反映するよう努めること。

○資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により納期が遅れる場合には、工期延期等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

○契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第２６条）の適切な運用のため、スライド条項の運用基準についてあらかじめ策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。

○今後契約する工事については、スライド条項を設定し、適切に運用するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

なお、入契調査の結果において、約４割の市区町村がスライド条項の運用基準について策定しておらず、取組状況に遅れがみられている。このような状況は、契約後の資材や労務費の高騰等の変動への備えが十分とはいえないことから、都道府県においては、管内市区町村の運用基準の策定に向けた働きかけの

強化に努めるとともに、市区町村においては、運用基準の策定に一層努めること。

下記のウェブページ（参考３）に国土交通省における運用基準等が掲載されているので、こちらも参照の上、運用基準の策定に努めること。特に、いわゆる単品スライド条項については、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする運用を講じているところであり、これを参考に運用の見直しを図る等の適切な対応に努めること。

入契法第１３条第２項において、各発注者は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととされている。各発注者においては、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（令和８年１月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）も参照の上、当該協議に対し、誠実かつ適切な対応を講ずること。なお、この場合における誠実な協議については、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき適切に対応を行うことを前提とするものであるが、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことは同項に違反するおそれがあるため、これを厳に行わないこと。

また、令和７年度補正予算に計上された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能とされているため、本交付金の活用についてもご検討いただきたい。

（参考３）

○国土交通省ＨＰ「各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）について」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html

（５）除雪等の地域維持事業の実施に要する経費の適切な計上について

地域の維持に不可欠な、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど社会資本等の維持管理のために必要な工事（以下「地域維持事業」という。）は、地域の建設業者がその担い手として重要な役割を果たしている。しかし、建設投資の大幅な減少や従業員の高齢化等に伴い、地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、担い手の確保・維持に資する入札契約制度における工夫が必要とされている。

このため、適正化通知のⅡ．４．「地域維持型契約方式等」により、地域維持事業に係る経費の積算において事業の実施に要する経費を適切に計上するよう要請してきたところであるが、引き続き、地域維持事業の担い手の実情を把握しつつ、担い手となる企業が適正な利潤を確保できるよう必要な経費を計上すること。

特に道路除雪では、気象の状況により事前の待機が必要となる場合があるほ

か、年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動する特性があることから、持続的な除雪体制を確保・維持するため、待機費用の計上や少雪時における固定的経費の計上等も含め、事業に係る経費の精算においてその実施に要する費用を適切に計上すること。

（６）地域の実情等に応じた適切な規模での発注等について

工事の発注規模や入札参加条件等については、工事内容や工事費、地域の実情等を適切に考慮して設定されるべきものであるが、同種・類似の工事で入札不調・不落が生じている場合や、入札不調・不落により再入札に付する場合等においては、施工確保通知の９.「地域の建設業者の受注機会の確保について」の趣旨にも留意しつつ、地域の実情等も踏まえ、複数工区をまとめて発注する等の発注ロットの拡大や当該工事における地域要件の緩和、余裕期間の活用も含めた工期の適切な見直し等について、適宜検討すること。

なお、複数工区をまとめたことにより施工箇所が点在する工事となった場合には、建設機械を複数個所に運搬する費用や交通規制等がそれぞれの箇所で行う費用が必要となること等が想定されるため、予定価格の設定に当たっては留意すること。

（７）工事発注段階における条件明示等について

工事の適正な施工を確保するためには、受発注者が対等な関係に立って責任関係を明確化することが重要であり、適正化指針においては、工事に必要な情報について、設計図書に明示することなどにより、関係者間で把握・共有する取組を推進することとされている。各地方公共団体におかれては、施工条件を適切に明示した設計図書を作成するとともに、明示した施工条件に対応する費用について、現場条件や施工規模等を勘案し、適切に積算すること。

特に建設発生土に関しては、情報共有の取組如何により、不適正な処分や工事施工の支障に繋がるおそれがある一方で、同一現場内や工事間での有効利用により発生を抑制することもできるため、工事発注段階での条件明示等の取組が重要である。

そのため、以下に示す条件を設計図書において明示すること。

・工事における建設発生土の有無
・同一現場内での利活用に必要な情報（流用土の使用を明示する等）
・受入場所（工事間利用の受入れ工事箇所、仮置場、土砂処分場等）
・受入場所までの距離、作業時間帯（昼間・夜間の別等）
・その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報　等

また、明示した条件については、以下の費用を計上すること等により積算内容との整合を図り、適正な予定価格を設定すること。

・運搬費
・処分費　等

なお仮に、明示すべき条件が未確定であり、暫定的な条件を明示した場合にあっては、条件の確定後に速やかに受注者に対して指示等を行った上で、必要に応じて設計変更を行う等、適切に対応すること。

（８）猛暑対策について

近年、夏の猛暑は厳しさを増し、今後も続くと想定されることから、厳しい作業環境に対応するため、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方が必要となる。そのため、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を、国土交通省において「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」（令和７年１２月）としてとりまとめたところである。各地方公共団体におかれては、本パッケージを参照し、共通仮設費・現場管理費における必要な費用計上や、受注者からの現場環境に鑑みた休工や時間変更等の猛暑対策の申し出に対する適切な対応などに取り組むこと。

（参考４）

○国土交通省ＨＰ「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001275.html

（９）建設業者の資金調達の円滑化のための取組について

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用に努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

４．公共工事に関する調査及び設計の円滑な実施について

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査及び設計の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な履行期間の設定、履行時期の平準化、適正な予定価格の設定、適切な設計変更、ダンピング対策の強化、地域の実情に応じた発注、資金調達の円滑化のための取組等に努めること。

また、工事施工段階での手戻りを防止する観点から、特に設計をはじめ、完了した調査等が適正に実施されているかどうかの確認やその成果の的確な評価に努めること。

総行行第９３号
国土入企第５５号
令和２年３月３１日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

社会資本総合整備計画に係る交付金事業における
施工時期の平準化に資するための債務負担行為等の活用について

施工時期の平準化については、従来より「公共工事の円滑な施工確保について」（平成３１年２月８日付け総行行第２６号・国土入企第４５号）等により取組を要請してきたところですが、令和元年６月に改正された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）において、公共工事の発注者に対し施工時期の平準化を図るための措置を講ずべきことが努力義務化されたことから、各地方公共団体において、施工時期の平準化の取組をより一層加速することが重要です。

施工時期の平準化の推進に当たっては、柔軟な工期設定や速やかな繰越とともに、債務負担行為の適切な設定が重要であることから、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年１０月１８日閣議決定）において、これらの取組の推進について明記されるとともに、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年１０月２１日付け総行行第２１５

号・国土入企第２６号）において、各地方公共団体に対し、工期が１年未満の工事をはじめ、債務負担行為の適切な設定についても積極的な取組を要請したところであります。

つきましては、社会資本総合整備計画に係る交付金事業（以下「交付金事業」という。）について、下記の制度を活用することを通じて、債務負担行為の活用による一層の施工時期の平準化の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。以下同じ。）における施工時期の平準化の取組が図られるよう、貴都道府県内の市区町村の長及び議会の議長に対して、本要請の周知をお願いします。

なお、貴団体の社会資本整備総合交付金担当部局に対しては別途、国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室から本要請の周知がなされることとしていますのでご承知おきください。

記

１．交付金事業における債務負担行為の活用

交付金事業に関しては、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成２８年２月１７日付け総行行第４１号・国土入企第１７号）記１．で通知したとおり、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができることとされ、また、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することもできることとされているので、交付金事業においても債務負担行為を活用し、施工時期の平準化を計画的に推進すること。

２．一括設計審査や早期着手交付申請の活用

社会資本整備総合交付金等を充てて施行しようとする要素事業については、

・ 「社会資本整備総合交付金交付申請等要領」（平成２３年３月１１日付け国官会第２３７９号国土交通事務次官通知）第２章第７に記載のとおり、施行上設計を分割することが困難なもの等で工事を一括して施行する必要があり、かつ、当該工事の施行年度が２カ年度以上にわたる工事を施行する場合には、初年度にまとめて地方整備局長等の設計審査を受けることができること
・ 社会資本整備総合交付金等の交付決定に当たって、一括設計審査の承認を受けている前年度からの継続事業や適正工期の確保のため早期着手が必要な事業であるなど、真にやむを得ない理由がある場合には、社会資本整備総合交付金等の交付決定日にかかわらず、その効力を４月１日から生じさせるものとして取り扱うことができること（早期着手交付申請）

とされており、これらは、交付金事業の早期執行等のみならず、施工時期の平準化の取組の推進にも資するものであることから、施工時期の平準化を計画的に推進する観点からも一層の活用を図ること。

その際、別添のとおり、初年度の交付申請時に一括設計審査の承認を受けて交付決定される事業について、地方公共団体による債務負担行為を設定して事業の契約を行い、その後年度支出分について翌年度に早期着手交付申請を活用することにより、切れ目のない事業執行のみならず、施工時期の平準化にも資するものであるので、効果的な活用に留意されたい。

平準化に資するための社会資本整備総合交付金事業に係る債務負担行為等の活用について

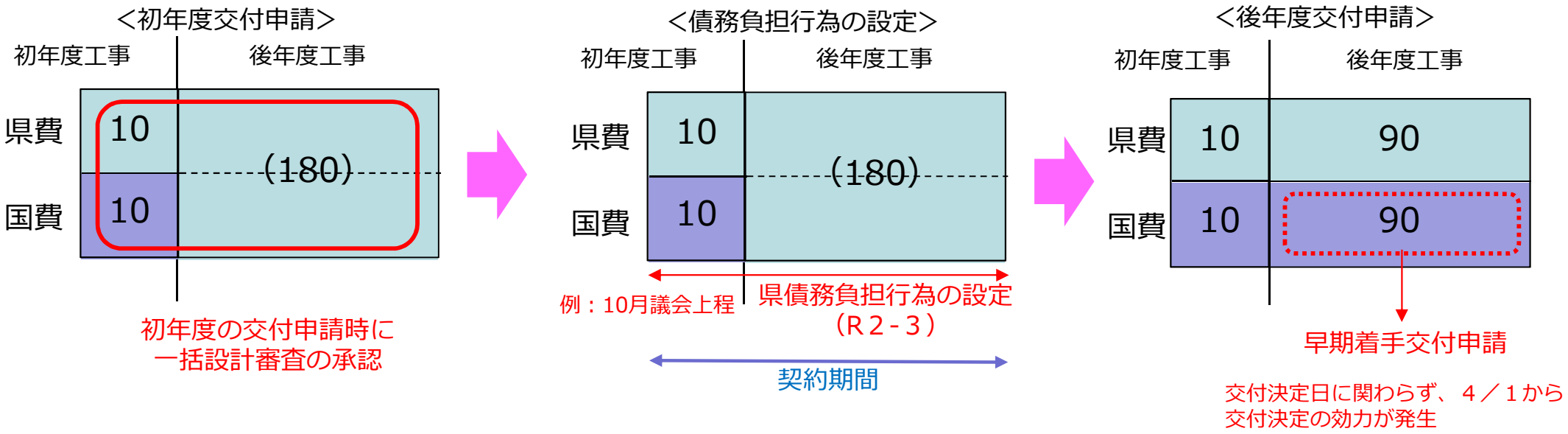
別添

○社会資本整備総合整備計画に係る交付金事業については、地方公共団体による債務負担行為の設定（H28.2通知）のほか、早期着手交付申請や一括設計審査を実施することが可能。

○たとえば、初年度の交付申請時に一括設計審査の承認を受けて交付決定される事業について、地方公共団体による債務負担行為を設定して事業の契約を行い、その後年度支出分について翌年度に早期着手交付申請を活用することは、切れ目ない事業執行のみならず、施工時期の平準化に資する

初年度の交付申請時に
一括設計審査の承認を受けて交付決定

一括設計審査の承認を受けた事業について債務負担行為を設定し、
後年度支出分について翌年度に早期着手交付申請を活用



（参考）一括設計審査

○交付金を充てて施行しようとする要素事業において、施行上設計を分割することが困難なもの等で工事を一括して施行する必要があり、かつ、2か年以上にわたる工事については、初年度にまとめて設計審査を受けることが可能

（参考）早期着手交付申請

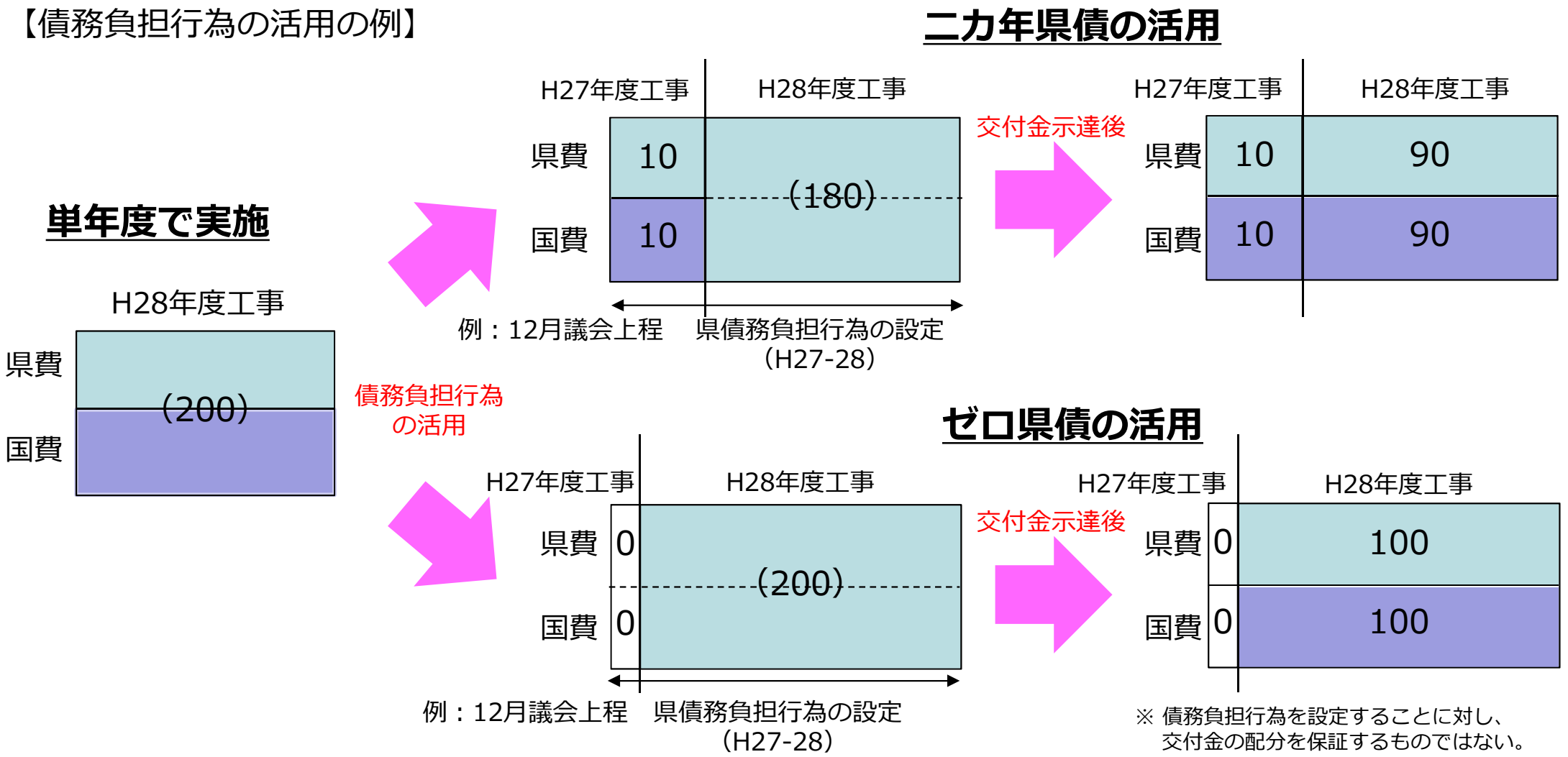
○真にやむをえない理由がある場合には、交付決定日に関わらず、その効力を4月1日から生じさせることが可能

（例）・一括設計審査の承認を受けている前年度からの継続事業
・適正工期の確保のため早期着手が必要な事業　　等

（参考）社会資本総合交付金事業における債務負担行為の活用（H28.2通知）

○ 事業の平準化を図る観点から、国土交通大臣に提出された社会資本総合整備計画に係る交付金事業において、地方公共団体が債務負担行為を設定し事業を実施することも可能。
（過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる。）

【債務負担行為の活用の例】



※ 債務負担行為を設定することに対し、交付金の配分を保証するものではない。